

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名	東海市教育委員会
--------	----------

概 要

モデルスクールの概要（平成 26 年 3 月 31 日現在）

	モデルスクール名	幼児児童生徒数	教職員数
1	東海市立横須賀小学校	894 名	63 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

横須賀小学校には、特別支援学級が 4 学級（知的障害が 3 学級、自閉症・情緒障害が 1 学級）設置されており、通級指導教室も設置されている。近年は、学校全体の児童数は減少傾向にあるが、特別な支援が必要な児童の割合は年々増加傾向にあり、特別支援学級数を増やすなどの対応が必要になっている。

横須賀小学校の校長は、本市の特別支援教育部会の部長も務めており、市内小・中学校の特別支援教育の充実について中心的な役割を担っている。また、障害のある児童と障害のない児童が共に学べるような仕組みづくりを熱心に進めている学校であることから、モデルスクールとして指定したものである。

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

(1) 運営協議会の設置

モデルスクールの取組状況の把握や成果の検証等を行うため、運営協議会を設置して、年間 8 回開催した。運営協議会の委員は、学校関係者（校長、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任等）、市教育委員会担当指導主事、市教育委員会教育相談員、外部有識者（合理的配慮協力員）等で構成した。

(2) 合理的配慮協力員の配置

合理的配慮協力員をモデルスクールに配置した。合理的配慮協力員は、関係機関との「つなぎ」の役割を果たしたり、校内支援体制づくり等についての検討、専門的な指導・助言等を行ったりして、合理的配慮の実践の中心的な役割を果たした。

(3) 運営協議会の役割

- ① モデルスクールの取組状況を把握し、合理的配慮の内容や実践手法等について、適宜指導・助言等を行った。
- ② 個別の指導計画及び個別の教育支援計画の内容の検討や、効果的な活用方法について検討した。
- ③ 合理的配慮の事例を蓄積するために、市として新たに「合理的配慮シート」の様式を作成し、効果的な活用方法について検討するとともに、モデルスクールでの実践にいかした。
- ④ 個別の指導計画、個別の教育支援計画及び「合理的配慮シート」の活用後の成果を検証し、課題となっている点については別途協議して、改善につなげていけるよう努めた。

【モデルスクールとして行った取組】

(1) 校内検討委員会の開催

合理的配慮協力員が参加する校内検討委員会を、年間 8 回開催した。校内検討委員会の委員は、学校関係者（特別支援学級担任、特別支援教育コーディネーター等）、保護者、合理的配慮協力員で構成した。

(2) 実態把握の方法

対象児童の実態把握は、モデルスクールの教員（特別支援学級担任、特別支援教育コーディネーター）が担い、合理的配慮協力員とも連携しながら、必要な支援の検討を行った。

(3) 合理的配慮協力員の活用

- ① 合理的配慮協力員は、定期的に校内検討委員会に参加し、専門的な見地に基づいた指導・助言等を適宜行った。合理的配慮の決定に関係する機関との連絡・調整、特別支援教育コーディネーターへの指導、特別支援教育支援員の研修等にも携わった。
- ② 合理的配慮協力員は、校内検討委員会の中で、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用して、効果的な合理的配慮について、検討・決定を行った。

(4) 保護者との合意形成の方法

合理的配慮協力員が中心となり、校内検討委員会で保護者との合意形成を図り、保護者や本人の希望を踏まえた合理的配慮の実施に努めた。

(5) 合理的配慮を実践する上での校内支援体制の整備

合理的配慮協力員は、学校全体で合理的配慮の実践に取り組むことができるよう、校内支援体制の整備について検討し、特別支援教育コーディネーターがモデルスクールの教職員全体に周知するなど、学校全体で児童をサポートする体制づくりに取り組んだ。

3. 成果及び課題

【成果】

事業開始当初は、対象児童に対してどのような支援をしていったらよいのかが漠然とした状況ではあったが、合理的配慮協力員が関わることによって、専門的な見地からの支援を得ることができた。それによって、児童の障害特性や学習上の課題などについて、学校全体で共通理解でき、児童に対する接し方や効果的な支援方法について理解を深めることができた。

障害のある児童への合理的配慮の在り方を研究した結果、通常の学級でも応用できるような指導方法がたくさんあることが分かり、ユニバーサルデザインの視点に基づいた授業研究に向けた意識が高まるなど、新たな発見があった。

【課題】

合理的配慮協力員は、対象児童の観察や合理的配慮の内容に関する支援のみならず、特別支援教育コーディネーターが気になっている別の児童の授業参観も行い、担任に対する指導・助言についても快く受けていただいた。

そのため、平成 26 年度においては、合理的配慮協力員に学年単位で授業を参観していただき、全教職員が専門的な知見に基づく指導を受けられるようにしていきたいと考えている。

ただ、合理的配慮協力員から受ける指導や助言に頼り切りになるのではなく、もらったアドバイスをそれぞれの教員が応用して、日々の授業に活用していくことができるような人材育成の視点も大切にしたい。